

# 第1章 はじめに

## 1 研究の主題

不登校や学習障害等を示す児童生徒への援助・指導に関する研究

## 2 研究の目的

京都府総合教育センターでは、平成6・7年度の2年間にわたって「登校拒否の予防と援助・指導に関する研究」を（トータルアドバイスセンター事業の一つとして）行い、平成8・9年度の2年間は、「学習障害（LD）を含む学習困難な児童生徒の指導方法に関する研究」を実施してきました。

学校における個に応じた指導の展開において、不登校や学習障害（以下LDとする）を含む学習困難を示す児童生徒への援助・指導が課題となっています。不登校（登校し<sup>1</sup>ぶりの段階も含む）の児童生徒の中には、その背景に学習でのつまずきがある児童生徒がいることが指摘されています<sup>2</sup>。

また、不登校を主訴としているLDの事例報告もあります。

そこで、前記の各研究結果を踏まえ、不登校の要因の一つとして推測される学習のつまずきとLDとの関連を探り、不登校の予防と援助にLDへの対応を生かす方法を見出すため「不登校や学習障害等を示す児童生徒への援助・指導に関する研究」に取り組むこととしました。

1 本研究では、登校しぶりの児童生徒は、年間の遅刻または早退日数が22日以上の方としました。この22日という基準は、平成7年度京都府総合教育センター教育資料「学校教育相談の手引き - 登校拒否の予防と援助・指導(2) -」の作成に伴う学校ストレスに関する調査研究において、学校ストレスが通常に登校している生徒と有意差が認められた遅刻または早退の日数が22日間以上であったことに基づくもので仮説的な位置づけをもつものとして扱っています。たとえば、「学校での様々なことがらを要因とするストレス」を感じた生徒の中で、「学校に行きたくない」と強く思う生徒とそれほど思わない生徒に分かれるのは、その遅刻または早退日数が22日間を越えているかどうかを境目としている、ということです。

なお、「登校しぶり」は、国や府の調査統計等に用いられる公的な定義をもつものではなく、研究上の概念です。

2 平成9年12月の「生徒指導上の諸問題の現状と文部省の施策」では、年間30日以上欠席児童生徒の不登校のきっかけのうち、「学業の不振」は小学生4.6%、中学生12.3%です。

## 3 研究の仮説

不登校や登校しぶりを示す児童生徒の中に、学習や社会性に関して「LDかもしれない」と考えられる特徴を見いだすことができる児童生徒が存在するのではないかと。

その存在を検証することで、不登校や登校しぶりへの援助・指導にLDへの対応の在り方を生かす必要性が明らかにできるのではないかと。

## 4 研究の方法

- (1) 抽出した小学校・中学校における「不登校や登校しぶりを示す児童生徒の学習や社会性に関する調査」の実施
- (2) 平成6年度から9年度の研究を踏まえた今回調査結果の分析と考察